

議案第240号

福岡市立中学校設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもの等に対し就学の機会を提供するため夜間その他特別な時間において授業を行う中学校を新設するとともに、職務の特殊性及び他の地方公共団体の状況に鑑み当該中学校に勤務する職員に係る特殊勤務手当を設ける等の必要があるによる。

福岡市立中学校設置条例等の一部を改正する条例

(福岡市立中学校設置条例の一部改正)

第1条 福岡市立中学校設置条例（昭和39年福岡市条例第87号）の一部を次のように改正する。

本則中「第49条」の次に「において準用する同法第38条」を加え、「，中学校」を「の中学校」に改め、本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条の規定に基づき、夜間その他特別な時間において授業を行う学校として、福岡市立福岡きぼう中学校を福岡市早良区百道三丁目に設置する。

(福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

(4) 夜間その他特別な時間において授業を行う学校に勤務する職員のうち委員会の定めるものが、当該学校に係る教育、養護、校務の整理等の業務に1時間以上従事した場合は、その業務に従事した日1日につき1,600円以内で委員会の定める額

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。